

<事業概要>

新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業

1 事業内容

重点医療機関等が行う新型コロナウイルス感染症患者に高度かつ適切な医療を提供するために必要な設備整備を支援する。

2 対象施設

- (1) 新型コロナウイルス感染症重点医療機関及び新型コロナウイルス感染症疑い患者受入協力医療機関について」(令和2年6月16日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡)に基づき知事が指定した重点医療機関
- (2) 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関のうち、体外式膜型人工肺や人工呼吸器を用いて新型コロナウイルス感染症の重症患者等の治療を行う医療機関であって、4の整備対象設備を組み合わせて様々な容態の患者に対して効果的な治療を行う医療機関
- (3) その他知事が特に必要と認める医療機関

3 事業期間

令和5年4月1日から令和5年5月7日まで

(※当該期間中に購入・発注・契約・納品・支払したものが対象。)

4 対象経費及び基準額

重点医療機関等が行う高度医療向け設備の整備に必要な次に掲げる経費

- (1) 超音波画像診断装置 11,000,000円/台
- (2) 血液浄化装置 6,600,000円/台
- (3) 気管支鏡 5,500,000円/台
- (4) CT撮影装置等(画像診断支援プログラムを含む) 66,000,000円/台
- (5) 生体情報モニタ 1,100,000円/台
- (6) 分娩監視装置 2,200,000円/台
- (7) 新生児モニタ 1,100,000円/台

5 補助率

10分の10